

クラシティにてマイナンバーカードの申請受付を行います

【予約・問合わせ】市民課 ☎84-0642

申請に必要な写真撮影サービスも行います。ぜひこの機会に申請しましょう。



▲詳細はこちら

- 日時** 7月18日(土)、25日(土) 9時~12時
- 場所** パスポートセンター(クラシティ3階) ※駐車料金は有料です。
- 対象** 半田市に住民票がある方 ※ご本人がお越しください。
- 持ち物** 身分証明書(運転免許証等)、通知カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
※通知カードを紛失した場合は紛失届を記入いただくことで申請できます。
- 手数料** 無料(紛失等によるマイナンバーカードの再発行は有料)
- 申請予約について** 予約なしでも手続きできますが、予約をいただくことでスムーズに手続きできます。
事前に市民課へ電話にてご連絡ください。

スマホで簡単申請

マイナンバーカードは、スマートフォンで簡単に申請できます。申請に必要なQRコード付きのマイナンバーカード申請書を郵送でお送りします。

- 対象** 半田市に住民票がある方
※ご本人もしくは同世帯員の申請が可能
- 請求方法** 市民課へ電話で申込み
※住民登録のある住所宛てに転送不要の郵便でお送りします。

通知カードについて

マイナンバーの証明書類である通知カードは、令和2年5月25日から新規発行や記載事項(住所、氏名等)の変更ができなくなりました。通知カードの記載事項に変更がある場合、マイナンバーの証明書類として使用できませんので、マイナンバーカードを取得してください。

国民健康保険に加入している方へ

【問合わせ】国保年金課 ☎84-0651

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をしてください

入院など高額な支払いが予想される場合は、国保年金課で申請してください。
事前に認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。
※既に認定証を使用している方も、8月から使用するには更新の申請をする必要があります。
※国民健康保険税に滞納がある方は、更新ができない場合があります。

申請対象者 半田市国民健康保険に加入しており、次のいずれかに該当する方

- ◆ 70歳未満の方
- ◆ 70歳以上の方のうち3割負担で住民税課税所得が690万円未満の世帯の方
- ◆ 70歳以上の方のうち2割負担で住民税非課税世帯の方

※70歳以上の方のうち、3割負担で住民税課税所得が690万円以上の方と2割負担で住民税課税の方は、高齢受給者証が認定証を兼ねますので申請の必要はありません。

手続きに必要なもの 国民健康保険証 ※前年度より引き続き認定証の交付を希望される方は、今まで使用していた認定証もお持ちください。

70歳~74歳の方へ高齢受給者証を郵送します

8月以降に使用できる「高齢受給者証」を7月末までに郵送します。
医療機関には、保険証と高齢受給者証を併せて提示してください。

新しい高齢受給者証 白色 ※令和3年7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の有効期限
有効期限 令和3年7月31日 前日が有効期限になります。